事 務 事 業 評 価 表

1~11までは、担当課による評価

記入年月日 平成15年3月25日

平成15年度	事業コード	17110	電話	042-769-8230	
担当部課名	市民部 ▼	市民生活	課 ▼	市民相談	室▼
事務事業名		市民相談事業(法律相談)	

1 総合計画における位置づけ

政策名	▼第	7	章	個性豊かなコミュニティづくりを進めます	事業開始年度
基本施策名	第	1	節	市民主体のまちづくり	63以前 ▼ 年度
施策名	第	1	施策	個性豊かな地域づくり	○○以則 ▼ 十皮

2 実施根拠及び関連法令等

相模原市広報広聴規則

3 事務の区分 4 経費の区分 5 事務事業の分類 6 受益者負担 el治事務 ▼ その他の経費 ▼ 市単独事業 ▼ なし ▼

7 事業概要	
(1)事業の目的何をどのように(どのような状態に)したいのか	(2)対象(誰、何)
	市内在住又は在勤の人
て、弁護士が相談に応じることにより、問題解決の一助となるよう法律相談を実施して	
113.	
市内3か所の相談室で週1回の当日予約制と月1回の随時予約制の相談を実施しているが、5月36年数	116
るが、毎回予約枠数を超える申込みの状況にある。	対象 2,610人
(2) 正式 4 左 左直光 6 上京 一 ナギウ吹 1 / 2 ・	数
(3) 平成14年度事業の内容…市が実際に行った事業の内容	
相談件数2536件 申込み件数 3242件(予約枠数2610+断り件数632	
当日予約 本庁 相談件数883件 申込み件数1206件{予約枠数900 (1回18枠×年間50回)	
南 相談件数874件 申込み件数1037件{予約枠数882(1回18枠×年間49回)	

ポ 相談件数599件 申込み件数783件{予約枠数612(1回の12枠×年間51回)+断り件数171} 随時予約 本庁 相談件数61件 予約枠数72枠(1回6枠×年間12回)

南 相談件数59件 予約枠数72枠(1回6枠×年間12回) 北 相談件数60件 予約枠数72枠(1回6枠×年間12回)

(H14から宅地建物法律相談を随時予約の法律相談に変更)

(4)個別計画の概要 概要 計画名

計画年次 年度~ 年度

8 評価指標…事業の目的達成度を計るための指標

15,16年度は目標値

	指標名 指標式 指標設定の意図				旨標の	標の推移(年度)		
	相談充足率	相談枠数÷申込み件数×100 H12:2504÷2742 、H13:2556	相談充足率から法律相談の ニーズをみる	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
成果指標		÷ 2981、H14:2610 ÷ 3242 H15:2622 ÷ 3527 H16:2934 ÷ 3837	平成16年度は北市民相談室の 相談枠数を312枠拡大する	91	86	81	74	76
活動指標	相談実施率	相談件数÷相談枠数×100 H12:2397÷2504 H13:2486÷2556 H14:2536÷ 2610 H15:2622÷2622 H16:2934÷2934	相談実施率から法律相談の ニーズをみる	96	97	97	100	100

9 事業費等の年度別状況

〔金額単位:千円〕

	- ><		_			(<u> </u>
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		決 算	決 算	決 算	予算	予算(見込み)
事	決算(予算)額	9,707	9,820	10,011	10,060	11,248
	人員・時間数	8人・302時間	8人・318時間	8人・335時間	8人・352時間	8人・384時間
業	人件費	1,257	1,325	1,393	1,467	1,596
l	その他経費					
費	合 計	10,964	11,145	11,404	11,527	12,844
_ ;	持定財源					
	対象数	2,504	2,556	2,610	2,622	2,934
対	象の単位あたり経費	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

10 個別評価	Ti									
(1)達成度	A:達成している	 	・成果指標の達	 配度	П	高	V	中		 低
評価	B:一部達成していない	チェック	・活動指標の達		<u> </u>	 高		<u>·</u> 中		 低
	C : 達成していない	項目	・事業目標の達			 高		<u></u>		 低
_A ▼		説明	<u> </u>			1-5				Thiy
		就吗」								
(2)必要性	A:適応している] !	☑・市民や社							
,_	B:一部適応していない	↓~<u>キ</u>2~)	☑ ·状況の変	•		•				
評価	C:適応していない	項目					いていない			
_A ▼	/	!	☑ ·国、県、	民間、市民	民との役	割分担力	から見て、ア	もが事業	を行う必要	要がある
		説明								
(3)有効性	A:有効である	チェック項	☑ ・上位の旅	施策、計画	i目的達	成のため	りに有効で	ある		
評価	B:一部有効でない	目	☑ ·期待され	た成果が	「得られ ⁻	ている				
A ▼	C:有効ではない	- 説明								
(4)効率性	A:優れている		☑・予算や人	人員に見る	言った効	J果が得ら	られている			
	B:一部改善の余地がある	」ノエツン								
評価	C:改善の余地がある	項目	□ ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている							
A ▼			☑ ·同一対象	食者に対し	て同種	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゚゚	ごスが重複	していない	١,	
		説明								
(5)公平性	A : 公平である		☑ ·対象者と	:非対象者	iとの不	公平·不过	均衡は、妥	と 当な範囲	∄である	
評価	B:一部公平でない	チェック項 目	見 · 受益者の費用負担は適正である							
A ▼	C:公平でない	<u></u>	☑ ·対象者の)設定は過	多切であ	うる(年齢	や所得等	を考慮して	ている)	
		説明								
成果向上の急				事業費肖	川減のた	_めに取り	〕得る手段	と削減額	į	
☑ ある □ ない	説明: 相談枠数の拡大を よっては、市民相記 見受けられる。市民	淡等でも対応 民相談など他	が可能なものも もの相談メニュー	手段						
	の周知を高め、断り、成果向上が期待		ンを図ることにょ 	削減額						千円
11 総合評価										
評価	他目治体の類似事業との比較 県下各市及び全中核市で、弁護士による法律相談を実施している。弁護士1時間当た 基準額は10,500円であり、本市の9,135円は中核市のなかで下位13位である。						当たりの報酬			
	後の進め方 (4) (4)	-								
	•	総合評価に	に関する説明							
	見直し	-								
	廃止	_								
	完了·廃止済									

12 二次評価コメント			